

令和3年度 入札参加資格申請要領（建設工事市内業者用）

1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者

- ① 地方自治法施行令第167条の4の各号に該当しないこと。
- ② 登録を希望する業種の建設業の許可（建設業法第3条）を有していること。
- ③ 登録を希望する業種について、経営に関する事項の審査（建設業法第27条の23）（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
- ④ 登録を希望する業種について、格付けの対象となる経営規模等評価結果通知書における工事種類別年間平均完成工事高（以下「完成工事高」という。）が0でないこと。ただし、業種のうち土木一式工事及び建築一式工事については、格付け時に完成工事高が100万円以上であること。
- ⑤ 現に建設業を営んでおり、労働者災害補償保険及び退職金共済制度等に参加していること。
- ⑥ 市内に常時契約を締結する事務所（契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為が日常的に行われている事務所をいう。）として主たる営業所（本社若しくは本店）を有する建設業者であること。ただし、従前から等級格付けしている業者は従前の登録基準※による。

※ 従前の登録基準とは、本社は市外（土木一式、建築一式及びほ装工事の登録を希望するものにあつては、津山市に隣接する市町村に限る）にあるが、市内に支店等がある法人で、その支店名等名称で市内業者として入札参加資格申請をする法人にあつては、次の条件を満たす者であること。ただし、市内業者としての登録の可否については、津山市内での営業実績、地域貢献等勘案のうえ決定する。

- ・ 登記事項証明書（旧登記簿謄本）に支店登記されていること。
- ・ 津山市に法人市民税を納入していること。
- ・ 支店等単独で入札・契約・契約の履行等権限を有すること。
- ・ 当該支店等において建設業の許可を受けていること。
- ・ 津山市内在住の技術者を5名以上雇用し、支店に常時配置していること。

- ⑦ 国税（消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税等）、岡山県税、津山市税または社会保険料等を完納していること。

※ 津山市税等については、会社及び役員（監査役を除く）全員。

- ⑧ 津山市が行なう貸付事業の償還金及び負担金等を滞納していないこと。
- ⑨ 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書中の必要事項について整備されていること。
- ⑩ **社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）未加入業者は、申請できません。**
（加入資格が無い業者は除きます。ただし、加入資格の無い業者についても、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。）

※ **国税・津山市税等・社会保険料等について、完納でない場合は、未納があることの申立書を提出すれば受付を行います。ただし、完納になるまでは、入札に参加することはできません。**

2. 申請書及び添付書類

提出書類一覧（添付書類リスト）をよく確認のうえ漏れのないように提出のこと。

3. 注意事項

- ① 受付期間 令和3年4月1日（木）～令和3年4月20日（火）
執務時間 平日午前8：30～午後5：15
- ② 有効期間 令和3年7月1日～令和4年6月30日
※ただし、有効期間内であっても、登録された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなったり、登録された業種の経営事項審査を受審しなかった場合は、当該業種の入札参加資格は失効する。
- ③ 本申請書の提出については、**書類の内容を説明できる人が持参**のこと。
- ④ 入札参加資格審査結果通知用の切手を84円分提出のこと。返信用封筒は不要。
- ⑤ 職員の確認は、雇用保険及び社会保険の加入の有無により行う。職員の住所は、市町村に届出ている住所を正確に記入のこと。非常勤職員とみなされる人は該当しない。
- ⑥ 自己資本金は、払込資本金＋積立金＋繰越金とすること。個人の場合は、年次繰越純資本金の額を記入のこと。
- ⑦ 技術職員とは、建設業法第7条第二号、もしくは第15条第二号に該当する職員であり、その他の職員とは、技術職員以外の職員とする。

- ⑧ 津山市の発行する納税証明書は、津山市役所 2 階税制課（②番窓口）若しくは各支所・出張所で令和 3 年 3 月 25 日以降に証明を受けたものとする。（令和 3 年 4 月 1 日以降に証明を受ける場合、3 月末納期未到来分の市税等について、納税証明を受けること。）
- ※ 2 週間以内に納税したものに係る納税証明を請求する場合は、領収証書又は引落記帳済通帳を持参のこと。その他の証明書類は、申請書類提出日の直前 3 ヶ月以内のものとする。
- ※ 岡山県の発行する納税証明書は、交付申請時にマイナンバーカードが必要です。また代理人申請の場合、委任状が必要となりますので、事前に所轄県民局の納税証明担当課へお問い合わせください。
- ⑨ 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書及び添付書類は、A 4 版縦型フラットファイルに申請書添付書類リストの順番に綴り、ファイルの表紙及び背表紙に法人名（個人の場合は商号）を必ず記入のこと。なお、フラットファイルについては、青系のものを使用のこと。
- ⑩ 提出した一般競争（指名競争）入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、些細な事項であっても、当該変更の事実が発生した日から 15 日以内に変更届を提出のこと。
- ⑪ 経営事項審査については、審査基準日が令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日のもの及び最新の経営規模等評価結果通知書の写しを添付のこと。格付けについては、令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日の審査基準日のものを用いて行う。なお、申請後においても有効期限切れとならないよう経営事項審査を受審すること。有効期限が切れ新たな経営規模等評価結果通知書が確認できない場合、指名及び契約（契約変更含む）ができなかったり、応札を無効とすることになるので、十分注意すること。
- ⑫ 入札参加希望業種において、格付けに用いる経営規模等評価結果通知書の該当業種における完成工事高の無いものについては、登録及び指名はしない。なお、土木一式工事及び建築一式工事については、完成工事高が 100 万円未満の場合、格付け及び指名は行わない。新規に指名申請を提出する業者にあつては、2 年間、業種の追加にあつては 1 年間は登録のみとし、格付け及び指名は行わない。
- ⑬ 技術職員の資格証明書については、職員名簿の記載順に整理して添付のこと。現在入札参加資格を有する業者における新規資格取得者及び新規雇用の技術者、又は新規に指名申請を提出する業者の技術者については、資格証明書の原本を確認するため、必ず原本を持参のこと。
- ⑭ 入札参加希望業種は、水道施設工事を除く建設業法に定める 28 業種＋交通安全施設工事の 29 業種から選択すること。ただし、塗装工事及び防水工事については第 1 種専門業種、交通安全施設工事及び造園工事については第 2 種専門業種とし、その扱いについては次のとおりとする。
- ・ 第 1 種専門業種の登録を希望する者については、第 1 種専門業種以外の業種を併せて希望しても第 1 種専門業種以外の業種の登録及び指名はしない。（塗装工事と防水工事の 2 業種の登録希望は可）
 - ・ 第 2 種専門業種の登録を希望する者については、他に 2 業種までしか希望することができない。
- ※ 交通安全施設工事は、発注業種がとび・土工・コンクリート工事又は塗装工事となるため、登録を希望する場合は、とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事について、それぞれ次の要件を満たしていること。
- ・ 建設業の許可を有していること。また経営事項審査を受けていること。
 - ・ 格付けの対象となる経営規模等評価結果通知書における完成工事高が 0 でないこと。
- ※ プレストレストコンクリート工事、法面工事及び鋼橋上部工事は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事とし、それぞれその業種の細目として扱うが、入札の参加を希望する場合は、入札参加資格申請書の『希望する工事業種』の『工事業種名』欄は括弧書きで記入すること。なお、プレストレストコンクリート工事、法面工事及び鋼橋上部工事の 3 つは細目として扱い、業種としてカウントしないため、第 2 種専門業種の制限数に含まないものとする。（※下図記入例参照）

	工事業種名	直前 1 期の工事完成高(千円)	平均工事完成
希望する 工事業種	一般・特定 土木一式	*****	
	一般・特定 とび・土工・コンクリート	*****	} 1 業種として扱う
	一般・特定 (法面)	*****	
	一般・特定 交通安全施設	*****	
	一般・特定		

記入例においては、第 2 種専門業種（交通安全施設工事）を希望しているので、他に 2 業種まで希望する事ができる。他の業種として、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び法面工事を希望しているが、法面工事はとび・土工・コンクリート工事の細目として扱うため、希望業種数は 3 となり、登録可能である。

- ⑮ 法面工事の入札参加を希望する場合は、次のいずれかの書類を提出のこと。
- ・法面工事に係る機械の保有状況
 - ・団体加入証明書
- ⑯ 舗装工事の入札参加を希望する場合は、次の書類を提出のこと。
- ・舗装工事主任技術者及び舗装工事オペレーター名簿及び機械の保有状況
 - ・舗装工事主任技術者の舗装工事経歴書
 - ・舗装工事のオペレーターの証明書
- ⑰ 下水道工事については、土木一式工事の細目として扱う。下水道工事への入札参加を希望する場合は、入札参加資格申請書の『下水道工事の参加希望』欄の該当に○印をつける（下図参照）と共に、津山市下水道工事競争入札参加業者選定要綱に従い、次の書類も併せて提出のこと。
- なお、下水道工事については、土木一式工事の細目として扱い、法面工事等と同様に業種としてカウントしない。

	一般・特定			
下水道工事の参加希望 (該当に○)		開 削 工 事		推 進 工 事

※「希望する工事業種」の欄には、許可を受けた工事業種で、経営事項審査を受けたもののうち、入札(見積)に参加を希望する業種及びその平均完成工事高についてのみ記入してください。

《開削工法を希望する場合》

現在、開削工法の入札参加資格を有しており、引き続き希望する場合は、様式第1号のみを提出のこと。新規の場合は、様式第1号に別紙1、別紙2及びその他必要書類の全てを添付して申請のこと。

- ・津山市下水道工事（開削工法）競争入札参加業者選定申請書（様式第1号）
- ・下水道工事（開削工法）実績表（別紙1）
- ・技術職員下水道工事（開削工法）経歴書（別紙2）
- ・その他必要書類（※様式第1号の注意書きを参照のこと）

《推進工法を希望する場合》 ※推進工法のみ申請は不可。

現在、推進工法の入札参加資格を有しており、引き続き希望する場合は、様式第1号のみを提出のこと。新規の場合は、様式第1号に別紙1、別紙2及びその他必要書類の全てを添付して申請のこと。

- ・津山市下水道工事（推進工法）競争入札参加業者選定申請書（様式第1号）
- ・下水道工事（推進工法）実績表（別紙1）
- ・技術職員下水道工事（推進工法）経歴書（別紙2）
- ・その他必要書類（※様式第1号の注意書きを参照のこと）

- ⑱ 塗装・防水工事の入札参加を希望する場合は、労働安全規則等に定める足場の組立等技能講習修了書の写しを提出のこと。
- ⑲ 解体工事の入札参加を希望する場合は、解体工事施工技士の登録証の写しを提出のこと。